

全脳アーキテクチャ若手の会 スポンサーシップ取扱規約

全脳アーキテクチャ若手の会 スポンサーシップ取扱規約（以下「本規約」といいます）は、全脳アーキテクチャ若手の会（以下「本会」といいます）への協賛金の入金を行った協賛者（以下「スポンサー」といいます）に与えられる特典に関する手続、内容及び関連事項を定めます。

（協賛金）

第 1 条 スポンサーは、本規約に従って本会にスポンサーシップの申込を行うことができます。

2 協賛金を支払ったスポンサーは、本規約に定める特典を受けることができます。

（スポンサーシップ申込）

第 2 条 スポンサーシップ申込は、別紙「全脳アーキテクチャ若手の会 スポンサーシップ申込書」の提出によって行うことができます。

2 本会は、前項の申込があった際、申込を拒絶する明確な理由が本会側にある場合を除き、それを受理しなければなりません。

（期間）

第 3 条 スポンサーが第 1 条第 2 項に定める特典を受けることができる期間（以下「スポンサー期間」といいます）は、スポンサーが本規約の定める手続に従って協賛金の入金を行い、本会がこれを確認した日（以下「確認日」といいます）から、確認日が属する年度の終了日の 30 日後までとします。

（口数）

第 4 条 協賛金の口数は、確認日が属する年度の 9 月末日までに入金される場合 1 口 2 万円、それ以降の場合 1 口 1 万円とします。

（特典）

第 5 条 スポンサーは、スポンサー期間中、次の各号に定める称号と特典を受けることができます。同一年度内に複数回の申込があった場合には、それらの

合計口数を協賛金の口数として、都度称号と特典を更新します。

(1) 協賛金の口数に応じて、以下の称号を受けることができます。

口数	付与称号
1～4 口	ブロンズスポンサー
5～14 口	シルバースポンサー
15 口以上	ゴールドスポンサー

(2) 付与称号に応じて、以下の特典を受けることができます。

付与称号	特典
ブロンズ スポンサー	<ul style="list-style-type: none">・本会の活動報告を受けること・本会ウェブサイトへのスポンサーロゴの掲載・本会 facebook ページヘッダへのスポンサーロゴの掲載・本会の名称およびロゴの使用
シルバー スポンサー	ブロンズスポンサーの特典に加え、以下の特典。 <ul style="list-style-type: none">・本会ウェブサイトへのイベント広告の掲載
ゴールド スポンサー	シルバースポンサーの特典に加え、以下の特典。 <ul style="list-style-type: none">・本会ウェブサイトへのインターンシップ募集の掲載・本会が単独で企画する勉強会において企業・商品・サービスを紹介する権利

2 天災地変その他不可抗力によりスポンサーが特典を行使できなかった場合、本会はスポンサーに対しその責を負わないものとします。

3 スポンサーによる特典の行使が、法令、公序良俗に反する場合、または本会の運営を妨げるおそれが認められる場合、本会は特典の全部または一部の行使を拒絶する場合があります。なお、本会は、本項に定める特典行使の拒絶により発生するいかなる事由についても責任を負わないものとします。

第6条（譲渡禁止）

スポンサーは、特典を第三者に対して譲渡、担保提供、貸与等を行ってはならないものとします。

第7条（特典の消滅）

本規約に従って本会がスポンサーを本会の協賛者として相応しくないと判断したとき、または本会が解散したときは、当該スポンサーの特典は消滅するものとします。なお、特典が消滅した場合といえども、本会に寄せられた協賛金は返還しないものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

スポンサーは、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団、その関係団体、総会屋、社会活動標榜ゴロ、社会の秩序・市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体及びこれらと社会的に非難される関係を有すると認められるものをいいます）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、自らの主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、確約するものとします。

第9条（協議）

本規約に定めのない事項及び、本会が協議の必要があると判断した事項については、本会及びスポンサーが誠実に協議を行うことにより解決を図るものとします。

第10条（規約改定）

本会は、本会の代表、副代表及び会計の承認を経たうえで、スポンサーへの予告なく本規約の全部または一部を改定することができるものとします。なお、本規約が改定されたときは、スポンサーは、本会が定める当該改定の施行日より改定後の規約に従うものとします。

2 本会は、本規約を改定したときは、本会WEBサイト上への掲載およびスポンサーへの改定内容の送付をもってスポンサーへの通知とします。

附則

1. 本規約は、2015年10月1日より有効とします。

(ア)2016年2月24日 改定、2016年4月1日 施行

(イ)2017年3月9日 改定, 2017年4月1日 施行

2. 本規約第4条に定める協賛金の口数は, 2015年度内に本会が確認した協賛金に限り1口1万円とします.